

災害に強いまちづくりを目指す高台整備事業等の推進

自治体名

徳島県美波町

人口（R7.9.30現在）

5,587人

取組のキーワード

■ 他分野施策と防災の一体化

■ 事前復興

■ 住民の意見を反映した取組

地域計画の履歴

令和4年3月 策定

取組のカテゴリ

想定災害	地震災害	津波災害	風水害
取組主体	行政職員	地域住民	有識者（学識経験者等）
施策分野	行政機能	住宅・都市	土地利用（国土保全）

活用した国の交付金等

社会資本総合整備事業 防災・安全交付金：都市公園事業（国費率施設50%、用地30%）都市構造再編集集中支援事業（国費率50%）、道路事業（国費率65.45%）、徳島県補助、過疎債、緊急防災・減災事業債、合併特例債

取組の概要・ポイント

取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- ✓ 地理的な制約上、限られた平地に形成された日和佐市街地の大部分は、南海トラフ巨大地震の津波により、大規模な被害が生じると想定されている。
- ✓ まちづくりの方針を踏まえ、津波避難タワーの整備等、様々な防災対策を進めてきたが、更なる住民の安全確保や迅速な復旧・復興への備えに向け、防災を基盤としたまちづくりの取組である高台整備事業を進めることとした。

取組と地域計画の関係

- ✓ リスクシナリオ「1-3 大規模津波等による多数の死者の発生」に対応する施策として、「津波被害の抑制に向けた公共施設の再編」を記載。

取組の内容

- ✓ 日和佐市街地に近接した高台のエリアに、平時は地域住民の憩いの場やスポーツ・交流活動等の場として機能し、大規模災害時には避難場所、応急仮設住宅の建設候補地となる防災公園を整備中。
- ✓ 防災セミナーや高台整備現場の見学ツアー等を開催し、地域の強靱化・防災意識の向上を図っている。

今後の展開予定

- ✓ 令和7年度中に防災公園に具備する機能・施設の詳細設計を終了させて、令和10年度の運用開始に向けて工事を進める予定。

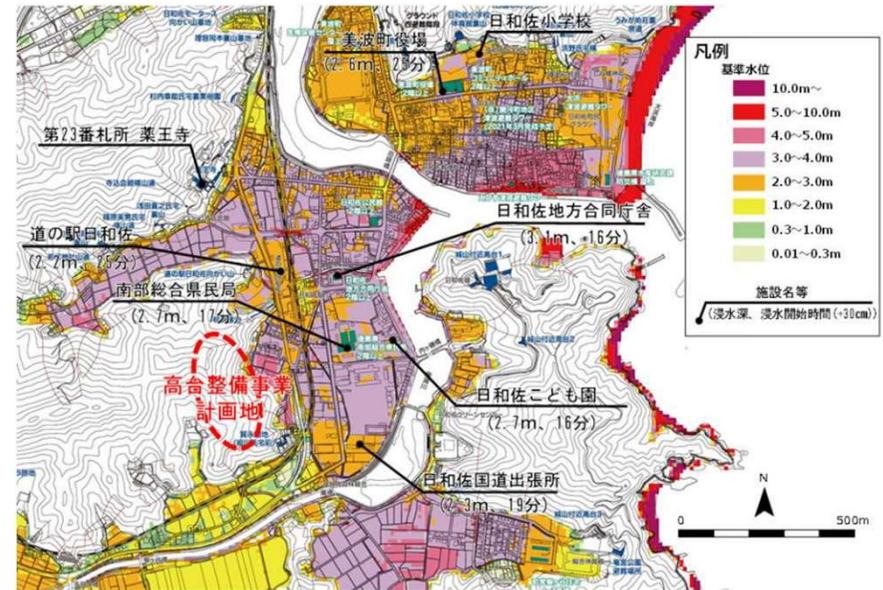
1 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

<美波町・日和佐市街地の地域特性>

- 太平洋沿岸に位置する美波町は、町面積の約89%が森林・原野という地形の制約があり、限られた平地に市街地を形成している。
- 日和佐市街地は、役場をはじめとする行政施設、日和佐小学校や日和佐こども園等の文教施設等が立地するとともに、多くの住民が生活する町の中心部となっている。
- しかし、市街地の大部分が津波浸水想定区域となっており、南海トラフ巨大地震に伴う津波が生じた場合、大規模な被害が生じると想定されている。
- また、町内では急速な少子高齢化や人口流出が進み、過疎化が深刻な課題となっている。

<目指す町の姿と実現に向けた課題>

- 美波町では、過疎化が進む中であっても、町内外から人が集い、開業や起業が相次ぐにぎやかな町「にぎやかな過疎の町」を目指している。
- この取組の一環として、サテライトオフィス企業33社の誘致（令和7年9月30日時点）による新たな雇用の創出、居住や都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりを推進してきた。
- さらに、安心して暮らせる生活環境の確保の取組として、これまで津波避難タワーや避難路の整備、美波病院の高台移転等、様々な防災対策を進めてきたが、平地が少ないという地域特性から、避難場所や仮設住宅用地等の不足といった課題に十分に対応できていなかった。
- 更なる住民の利便性向上や安全確保、迅速な復旧・復興へ備えるため、高台整備事業を進めることとした。平時には住民が集う場所として活用でき、災害時には避難場所や仮設住宅用地となる高台を整備し、防災を基盤としたまちづくりの実現を目指した。



2 取組の内容

- 令和元年度より日和佐市街地に近接した高台のエリアに、平時は地域住民の憩いの場やスポーツ・交流活動等の場として機能して、大規模災害時には、避難場所、応急仮設住宅の建設候補地となる防災公園を整備中。
- 防災公園の整備方針の検討に向けて、地元住民や自主防災組織、町内スポーツ団体関係者、小・中・高等学校教員等との意見交換会及びアンケート調査を行いながら検討を進めており、以下の機能を具備する予定。

< 平常時の機能・施設 >

- 400mトラック（陸上競技場、多目的広場等）
- 遊具広場
- 散策道
- 管理棟、資機材倉庫（防災倉庫）

< 防災時の機能・施設 >

- 応急仮設住宅の建設候補地
- 防災倉庫（管理棟、資機材倉庫）

< その他 >

- トイレ
- かまどベンチ
- 非常用貯水槽



図 高台整備事業の全体イメージ

※イメージであり、変更が生じる可能性があります。

2 取組の内容（続き）

- 防災公園及びこども園を整備している高台エリアは、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されていたが、整備事業により土砂災害のリスクの軽減を実現し、土砂災害特別警戒区域の解除につながった。
- 平時には地域住民の憩いの場やスポーツ・交流活動等で利用できる公園として、災害時には避難場所、応急仮設住宅の建設候補地として活用できるようにすることにより、フェーズフリーの実現にも寄与している。
- また、地域の強靱化・防災意識の向上を図る目的で、防災セミナーや高台整備現場の見学ツアー等を開催している。
- 本整備事業の庁内体制は建設課が主導しており、防災機能に関する検討に消防防災課、管理運営は教育委員会社会教育課、こども園は福祉課が関与しているなど、庁内で分野横断的な検討体制を構築した。
- 町の計画では、地域計画や総合計画に記載されているほか、立地適正化計画にも位置付けているなど、まちづくりに関する計画とも連携した強靱化施策として推進している。

3 取組と地域計画の関係

【地域計画における記載】

- 令和4年3月策定の美波町国土強靱化地域計画では、リスクシナリオ「1-3 大規模津波等による多数の死者の発生」に対応する施策として、「津波被害の抑制に向けた公共施設の再編」を記載。
- 日和佐地区における高台整備をはじめとした事前防災・減災対策を「美波町の“強み”を活かした強靱化におけるリーディングプロジェクト」として位置付けている。

4 今後の展開予定

- 令和7年度中に防災公園に具備する機能・施設の詳細設計を終了させ、令和10年度の運用開始に向けて工事を進める予定。

参考 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- 地域住民の意見を積極的に取り入れて事業を進めることで、地域全体の強靱化・防災意識の向上に繋がった。（地域住民・庁内職員）



美波町国土強靱化地域計画の特徴

- 高台整備や避難タワーなどの全国においても特徴的・先導的な防災・減災対策等を「美波町の“強み”を活かした強靱化におけるリーディングプロジェクト」として位置付け。
- 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進を計画で打ち出しており、「防災・減災対策を踏まえたまちづくり」という推進方針に対する具体的な施策として美波町立地適正化計画の策定や美波町都市計画マスタープランの更新を地域計画に記載している。

< 該当箇所 >

美波町国土強靱化地域計画 P.19～20、85～95

- ✓ 地域計画における立地適正化計画等と連携に関する記載（美波町国土強靱化地域計画 P.19～20（抜粋））

【⑦防災・減災対策を踏まえたまちづくり】

- ・平成26年3月に、都市計画に関する基本的な方針である「美波町都市計画マスタープラン」を策定しており、防災・減災対策の進捗状況等も踏まえ、住民のニーズ、社会情勢等、必要に応じて見直しを行うとともに、「立地適正化計画」の策定に取り組む。
- ・徳島県と連携を図りながら、防災・減災対策の取組状況等を踏まえた日和佐都市計画区域マスタープランの更新に取り組む。
- ・平成25年3月に、災害から一人でも多くの命を救うために「自助・共助・公助」の協働を根幹とした、安全・安心なまちづくりの実現に向け「美波町防災まちづくり計画」を策定しており、計画の推進を図るとともに、住民意向や社会情勢の変化等を踏まえた見直しを検討する。
- ・桜町通りを中心とした住宅密集地域における無電柱化を進めるとともに、道路舗装の見直しや古民家の耐震改修工事を行い、街並みの改修を進めることにより、歩行空間の安全確保や災害時の二次被害の軽減など防災面での強化を図るとともに門前町としての景観形成に努める。

■具体的な施策、事業（○：継続、●：新規、◎完了）

⑦防災・減災対策を踏まえたまちづくり

○美波町都市計画マスタープランの更新

●美波町立地適正化計画の策定

○日和佐都市計画区域マスタープランの更新

●門前町機密強化再生事業

等

- ✓ 立地適正化計画における地域計画との連携に関する記載（美波町都市計画マスタープラン立地適正化計画 P.239（抜粋））

3-3. 防災まちづくりの推進に向けた具体的な取組

防災まちづくりの具体的な取組は、美波町国土強靱化地域計画等の上位・関連計画と整合を図りながら進めていきます。防災まちづくりのスケジュールは、長期的な視点で取組を進めることから、短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）に区分し、スケジュールを示します。

■ ハード対策 地震

内容	具体的な内容	スケジュール		
		短期	中期	長期
1. 高台整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心なまちの拠点の形成に向けた日和佐地区高台整備の推進 ○日和佐こども園の移転、日和佐地区防災公園の整備推進 ○防災拠点としての活用や防災倉庫の機能を有する防災センター（仮称）の整備推進 	→		
2. 建築物等の耐震化、空き家・ブロック塀対策	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震基準を満たしていない住宅や老朽化した住宅の耐震化を促進 ○空き家の現況調査を随時実施し、老朽危険家屋等の除却により避難路やオープンスペース等の確保 ○各種補助事業等を活用したブロック塀の撤去による安全性向上 	→		